平成２６年（フ）第２５９号
兵庫県明石市大久保町西脇362番地の１　ラムール大久保301号
債務者　野口　俊治
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
兵庫県明石市二見町東二見1140番地の17
債務者　山中　和栄
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２公団住宅49棟201号
債務者　髙澤　貞子
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
兵庫県明石市松の内１丁目４番地の29　暁マンション103号
債務者　大城　　勝
１　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３８７号
奈良県生駒郡斑鳩町東福寺１丁目２－44　松川方、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東２丁目３番16号
債務者　稲村真奈実
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３８８号
奈良県生駒市小平尾町30番地７
債務者　山本　敬子
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１号
奈良市三条桧町28番１－Ａ303号
債務者　東浦なぎさ
１　決定年月日時　平成27年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４５号
松江市浜乃木６丁目３番57号
債務者　和田　芙美
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３９号
愛媛県松山市高岡町661番地１　ディアスＫＡＷＡＩ101号
債務者　川瀬　文夫
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４７号
愛媛県松山市立花１丁目11番26号
債務者　鎌田　伸一
１　決定年月日時　平成27年１月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住２－202号
債務者　中山　玲奈
１　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第２５４号
福岡県久留米市国分町1558番地１　エンブレム国分Ｂ棟101号
債務者　草場　史剛
１　決定年月日時　平成27年１月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１６７号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6453番地２　県営中野団地534号
債務者　中島　祐子
１　決定年月日時　平成27年１月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１号
宮崎県都城市若葉町58号８番地
債務者　松田　貴子
１　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第３号
宮崎県都城市高木町6877番地２
債務者　島田　早紀（旧姓猪之俣）
１　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第３０３号
佐賀県神埼市神埼町鶴2554番地１ヴィラージュ202
債務者　平野　豊子
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
佐賀市若宮３丁目２番20号　内田借家Ⅱ南西号室
債務者　永渕　　勲
１　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係